

平成二十年一月三十一日提出  
質問第四二二号

ねんきん特別便に係る対応に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## ねんきん特別便に係る対応に関する質問主意書

一 ヒントを聞いても全く本人が思い出せなかった場合でも、最終的に以下の項目について教えてもらえるのは、三月末までに発送する「ねんきん特別便」八五〇万件のうち、どういう人で、それは受給者の何割か。また被保険者の何割か。窓口の場合と相談ダイヤルの場合についてそれぞれお答え頂きたい。

① 加入期間

② 国民年金と厚生年金の種別

③ 厚生年金であれば会社名

④ 国民年金であれば市町村名

二 前記一の項目について対象者によっては、教えてもらえる人と教えてもらえない人がいるということをしちんと広報すべきではないか。「窓口や電話で加入期間や会社名を教えます」と、舛添厚生労働大臣が一月二十五日の見直し案で発言しているので、多くの国民が自動的に教えてくれるものと誤解している危険性があると考えるがいかがか。

三 ヒントを伝えても本人が全く思い出せなかった場合でも、前記一の項目を教えてくれるのは窓口におい

て全体の何割か。また電話においては全体の何割か。

四 「ねんきん特別便」第一弾四八万件について、一四万件の「訂正なし」の場合でも実際には訂正があることが一〇〇〇件のサンプル調査の結果から判明している。「訂正なし」と返送した方々に対しては全員に必ず電話か面談を行って確認をすべきではないか。

五 今後「訂正なし」のハガキには電話番号欄を追加して、電話番号を書いてもらうべきではないか。

六 今回「ねんきん特別便」において訂正を申し入れた人はいつまでに訂正作業が完了されるのか。

七 一月二十四日、政府は総務省の年金記録確認第三者委員会において、二〇〇七年度中に受けた記録認定の申し立ては一年以内に審査を終えると決定したが、一〇〇〇件以上にのぼる脱退手当金の申し立てについても同様に一年以内に解決すると理解してよいか。

八 一月二十五日の見直し案を受けて再発送する「ねんきん特別便」では注意喚起文を印字するというが、注意喚起文では不十分であり、新たに発見された宙に浮いた期間だけでも書いて送るべきではないか。できないうらその理由をお示し頂きたい。

九 同姓同名、同生年月日など他の人の可能性がある場合にはヒントを言って伝え方を工夫すると言うが、

いくらヒントを言われても一字違いや二字違いで正確な企業名を思い出せない場合は、記録訂正をしてもらえるのかどうかお答え頂きたい。

十 一月三十日、社会保険庁はお台場の入力センターにおいて中国人短期労働者による転記ミスがあったことを認めたが、中国人短期労働者は何日間働いたのか。何人が働いたのか。また社会保険庁は中国人短期労働者の存在を事前に知らされていたのか。今回の問題に対して請負先である株式会社フルキャストにどのように対応したのか。中国人短期労働者が作業した件数は概ね何件程度と把握しているか。

十一 民主党議員がお台場の作業所の視察を要望しているが、この要望においては個人情報や作業の進行を配慮して、個人情報より一ないし二メートル離れた位置から無言で現場を視察し、作業の邪魔をしないために、説明を別室で聞くという方法を考えている。視察は受け入れて頂けるのか。万一受け入れてもらえないのであれば、その理由はなぜか。

十二 年金照合ダイヤルは無料であるのに対し、なぜ年金相談ダイヤルは有料なのか。  
右質問する。